

2 交通事故と保険2

弁護士 長野 浩三

Q2-1 人身傷害補償保険

交通事故の相手方が任意保険に加入していなかった場合に人身損害を補償してくれる保険はありますか。

A2-1

強制保険である自賠責保険では120万円まで、後遺障害・死亡による損害は3000万円(介護を要する後遺障害の場合は4000万円)までカバーされます。自分の任意保険で人身傷害補償特約をつけていれば保険金額まで人身損害がカバーされます。

解説

強制保険である自賠責保険では120万円まで、後遺障害・死亡による損害は3000万円(介護を要する後遺障害の場合は4000万円)までカバーされる。被害者は加害者が損害賠償請求に応じてくれない場合には、自分で相手方の自賠責保険に対し、損害額の請求ができる(被害者請求)。また、自賠責保険は、原則として過失相殺(被害者の落ち度に応じて損害賠償額を減額すること)されないため被害者にとって有利な面がある。

ただ、自賠責保険は上記のように金額が限られており、また、その基準(特に慰謝料の基準)があるため、金額が限定されたものになる。

加害者が任意保険に加入していない場合、損害賠償に応じてくれれば問題ないが、応じてくれない場合には、自分の任意保険に人身傷害補償特約をつけていれば、保険金額まで自分の人身損害を補償してくれる。

また、自分の保険に通常標準附帯されている無保険車事故傷害特約は、相手方が任意保険に加入していなかった場合に、自分に後遺障害が発生した時、本来なら相手方へ請求できる金額を自分の任意保険に請求できる特約である。

さらに、自分の任意保険には搭乗者傷害保険特約も付保していることがある。これは人身傷害補償特約をつけた場合にはつけないことも多いので、自分の保険内容を確認することが必要である。

Q2-2 人身傷害補償保険 2

人身損害について、自分が契約している人身傷害補償保険と相手方の任意保険へ請求できる内容はどのように異なりますか。

A2-2

相手方の任意保険へ請求できる内容は、相手方へ損害賠償請求可能な内容です。慰謝料については損害賠償の基準が用いられ、被害者の過失に応じて減額がされる過失相殺もされます。人身傷害補償保険は、補償内容が約款で決まっています。特徴は、慰謝料が入通院期間で約款上基本的に一義的に決まっていること、過失相殺はされないことです。

解説

相手方の任意保険は相手方が負担する損害賠償責任を担保する保険なので、支払われる内容は相手方が負担する損害賠償の内容と同一となる。これに対し、人身傷害補償保険は補償内容が約款で基本的に一義的に決まっている。例えば、ある損害保険会社の約款では、入通院慰謝料であれば、入院1日について8400円、通院1日について4200円、ただし、事故日から3か月超6か月までの期間は75%、事故日から6か月超9か月までの期間は45%、などと定額で決まっている。また、後遺障害慰謝料も1級1600万円、14級40万円などと定額で決まっている。これらの後遺障害慰謝料は訴訟での基準よりもかなり低い額といえる。また、逸失利益については、現実収入額を基礎収入額として計算した額と年齢別ないし全年齢平均給与額の年相当額を基礎収入額として計算した額のいずれか高い額としている例がある。この基準は訴訟での基準よりも高額になる場合が多い。このように、人身傷害補償保険の補償内容は訴訟での基準と異なっている点があるので注意が必要である。また、過失相殺されないことも特徴である。

なお、相手方の任意保険へ先に請求すべきか、自分の人身傷害補償保険を先に請求すべきかは、約款の解釈にもよるが、約款では既払金を人身傷害補償保険の支払額から控除することになっていることが多く、人身傷害補償保険の給付金はまず損害賠償の中で過失相殺部分に充当されるので、自分の人身傷害補償保険に先に請求する方が有利な場合が多い。この点につき、被保険者である被害者に過失がある場合、保険金を支払った保険会社は、保険金請求権者に訴訟基準損害額に相当する額が確保されるように、保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る場合に限り、そ

の上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得とする(つまり、人身傷害補償保険金を先に払ってもらった場合には相手方に対する損害賠償請求額には影響しないとした「訴訟基準差額説」を採用した)最高裁判決(最判平成24年2月20日判時2145号103頁)がある一方、人身傷害補償保険で賠償が先行払いされた事案では訴訟基準差額説は採用できないとした(つまり、人身傷害補償保険金の算定額から既払額を控除するとした)裁判例(大阪高判平成24年6月7日判時2156号126頁)がある。

Q2-3 車両保険

交通事故の相手方が任意保険に加入していなかった場合や、当方にも過失がある場合に自分の車両損害を補償してくれる保険はありますか。

A2-3

車両保険があります。

解説

自分の自動車が損傷した場合に修理費や全損時価額を補償してくれる保険としては車両保険がある。車両保険には、一般条件(オールリスク)と車対車A 特約があり、後者では、自損事故により電柱やガードレールにぶつけてしまった際の車両損害が補償されないなど補償範囲に違いがある。

車両保険の全損時価額は一般的には事前に金額が設定されており(保険法18条の「約定保険価格」)、実際の時価額と多少異なっても事前に設定された時価額が支払われる。

Q2-4 交通事故と労災保険

交通事故の治療や休業補償等に労災が使える場合には労災を使用した方がいいのでしょうか。

A2-4

過失相殺がある場合や相手方が任意保険に加入していない場合等相手方の資力が乏しい場合など使用した方がいい場合があります。

解説

労災保険とは、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、廃疾、又は死亡に対して災害補償を迅速かつ公正に行うことを目的として(労災法1条)、事業主に保険料を負担させ、政府が事業主に代わって補償を行うものである。交通事故の発生が就労中であっ

たり通勤途中であった場合には労災保険が使える。労災保険の制度には、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、傷病補償年金、葬祭料等の保険給付の外、労働福祉事業として特別支給金の給付もある。

政府が労災保険給付を行った場合、その給付の限度で労働者の加害者に対する損害賠償請求権は政府に移転する(労災法12条の4第1項)。

労災保険では、療養給付については全額が支給されるため、過失相殺がある事案では労災保険を使用した方が被害者に有利である。また、過失割合等に大きな争いがある場合、加害者や加害者の任意保険が仮払をしてくれないことがあるが、その場合にも休業給付であれば支給される。

Q2-5 交通事故と健康保険

交通事故の治療に健康保険が使える場合には健康保険を使用した方がいいのでしょうか。

A2-5

過失相殺がある場合や相手方が任意保険に加入していない場合等相手方の資力が乏しい場合など使用した方がいい場合があります。

解説

治療費については健康保険を使う場合には1点単価10円で計算されるが、健康保険を使わない場合には自由診療となり1点単価が15円であったり20円であったりする場合がある。過失相殺がある場合には、医療費の総額が大きくなると被害者が負担する医療費部分が大きくなるので、健康保険を使用した方が医療費の総額が小さくなり、結果的に被害者に有利になる。